

## 社会福祉法人丹後福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人丹後福祉会（以下「法人」という。）定款第8条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の額)

第2条 役員等の報酬の額は、別表に定める額とする。

- 2 報酬額が月額をもって定められている役員等が、月の中途において当該役員等に就任し、又は退任したときは、その月の報酬額は日割りによって得た額とする。
- 3 報酬額が年額をもって定められている役員等が、年度の中途において当該役員等に就任し、又は退任したときは、報酬額の12分の1に相当する額に、在職月数を乗じて得た額とする。
- 4 役員等が法人の会議その他の職務に出席した場合は、社会福祉法人丹後福祉会役員等旅費規則により費用弁償として旅費を支給する。
- 5 役員等が法人の職員を兼務し、職員給与又は賃金、及び旅費を支給している者に対しては、前4項の規定は適用しないものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等の報酬の支給方法及び支給日に関しては、法人職員の給与等に関する規則の例による。

- 2 報酬の額が年額のものにあつては、前項の規定にかかわらず年度末の月の25日に支給する。ただし、当該役員等を退職する場合にあつては、理事長が定める日に支給する。

### (改廃)

第4条 この規則の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000円
業務執行理事	月額 150,000円
理事	年額 60,000円
監事	年額 60,000円
評議員	年額 24,000円